

最近の国際金融情勢について

令和6年6月19日

財務省国際局

1. 世界経済見通し

2. G7・G20関連

3. アジア地域金融協力

4. 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加

IMF世界経済見通しの概要（2024年4月）①

【世界経済見通し】（※括弧内の数字は、本年1月時点の見通しとの比較）

- 2022-2023年の世界経済は、世界的なインフレ率の低下により予想以上に堅調。**世界経済の成長率は、2024年3.2%（+0.1%pt）、2025年3.2%（±0.0%pt）となる見通し。**借入コストの高止まり、財政支援の縮小、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻の長期的な影響、生産性の低い伸び、地経学的分断により、**世界経済の拡大ペースは過去の水準を下回る見通し。**
- **各国の見通し**：米国は、**予想を上回る2023年第4四半期の成長の持越し効果と2024年における強いモメンタムの継続**が見込まれる一方、2025年は財政引締めへの緩やかな転換、労働市場の軟化を反映した需要の減速が見込まれるため、**2024年2.7%（+0.6%pt）、2025年1.9%（+0.2%pt）と見通し。**ユーロ圏では、インフレの沈静化による実質所得増に伴う家計消費の拡大が見込まれることから、**2024年0.8%（▲0.1%pt）、2025年1.5%（▲0.2%pt）と見通し。**中国は、**パンデミック後の財政支出と消費拡大等の一時的要因の剥落、不動産部門の軟調の継続**により、**2024年4.6%（±0.0%pt）、2025年4.1%（±0.0%pt）と見通し。**
- **日本の見通し**：日本は、**インバウンド訪日客の急増を含む2023年の一時的な成長要因の剥落**により、**2024年0.9%（±0.0%pt）、2025年1.0%（+0.2%pt）と見通し。**
- 2024年の**インフレ率**は、**先進国では2.6%、新興途上国では8.3%と見通し。**2024年のインフレ率低下はコアインフレ率の低下が主要因。先進国におけるインフレ率の低下が先行し、新興途上国によるインフレ率低下は2025年以降と見込まれる。特に新興途上国において、各国ごとに状況は異なる。

IMF世界経済見通しの概要（2024年4月） ②

【リスク】

○ 世界経済のリスクは、概ねバランスがとれた状況にある。

上方リスク

- ① **選挙中の短期的な財政支出増**：拡張的な財政政策は、特に債務リスクの低い国で短期的に経済活動を活発化させる一方、インフレ圧力が増大し、金利上昇により債務の抑制が困難となり、将来の急激な政策調整が必要となりうる。
- ② **金融緩和の加速を可能とする供給面でのサプライズ**：国際的な供給制約の緩和等によりインフレ率が想定以上のスピードで沈静化する可能性。
- ③ **AIによる生産性の向上**：短期的にはAIの発展に伴う投資の拡大、中期的には生産性向上・所得向上による成長への寄与が見込まれる一方、雇用の減少や格差拡大にもつながる可能性。
- ④ **構造改革へのモメンタムの集積**：労働参加率の引上げやミスマッチ低減を目指す改革を含む構造改革が想定以上のスピードで実施され、生産性向上、ベースライン見通し以上の中長期の成長を実現する可能性。

下方リスク

- ① **地域紛争によるコモディティ価格の上昇**：ガザ・イスラエル紛争の周辺地域への拡大、紅海での攻撃、ウクライナでの戦争の継続により、コモディティ価格の変動が高まり、金融緩和に遅れが生じる可能性。食料・エネルギーが家計支出の大宗を占める低所得国への影響が特に大きい。
- ② **インフレの継続と金融不安**：タイトな労働市場の継続やサプライチェーンの制約の高まりが、期待インフレ率を高める可能性。金融引締め効果が遅れて生じる場合、金融不安定化のリスク上昇、キャピタルフローの質への逃避やドル高を招く可能性。
- ③ **中国の回復不調**：包括的な不動産セクター再編政策の欠如が、不動産価格を低下させ、家計支出を減少させる可能性。地方政府の財政制約に伴う意図せざる財政引締めが影響を増幅させうる。国内需要の減速は持続的なインフレの低下やデフレにつながる可能性。
- ④ **急激な財政引締め**：財政健全化は必要だが、過度に急激な増税や歳出削減によって、予想を下回る成長と改革のモメンタム低減につながる可能性。信頼できる財政健全化計画を欠く国は、市場の望まぬ反応や債務不安のリスク増加を招き、厳しい調整を強いられる可能性がある。
- ⑤ **政府の信頼性低下による改革のモメンタム減退**：政府への信認低下は、構造改革への支持を減らし、技術の導入や適応を困難にし、必要な公共投資のための歳入増への抵抗を生じ、社会的不安や紛争のリスクにつながる可能性。
- ⑥ **地経学的分断の増大**：ロシアによるウクライナでの戦争やその他の地政学的緊張によって、貿易の制限や国境を跨いだ資本・技術・労働力の移動制約が生じ、国際協力が妨げられる可能性。

IMF世界経済見通しの概要（2024年4月） ③

【政策対応】

- ① インフレへの対応**：世界経済がソフトランディングに近づく中、各国中銀による金融緩和は早すぎず、遅すぎないことが必要。米国の金利見通しの高止まりにより更なるドル高が生じうる中で、①為替市場の流動性が高く外貨建て債務が少ない国では、政策金利を調整し、為替の柔軟性を確保すべき。②為替市場の流動性が低く外貨建て債務が多い国では、金融安定や成長へのリスクが生じるおそれがあるため、為替介入を行い、資本フロー管理策を行うことが適切となりうる。
- ② 財政余力と債務持続性の確保**：今年は、主要国における金融緩和が見込まれ、財政引締めを経済への影響を吸収しうる状況にあることから、**財政健全化に改めて焦点を移すことが適切**。短期的な成長への影響を考慮し、財政健全化は、可能な場合には、緩やかかつ持続的に行うべき。現実的な前提に基づく中期的目標の達成に十分な措置へのコミットや、法律上の義務付けや財政枠組に支えられた**中期財政計画の策定や不測の事態への対応の明確化**によって、信頼性を高めるべき。**G20「共通枠組」等による債務再編の迅速化**は、債務リスクの緩和に資する。
- ③ 生産性向上の迅速化の促進**：**的を絞り適切に順序づけされた構造改革**は生産性を向上させ、低下しつつある中期成長見通しを反転させうる。新興途上国ではガバナンス向上、規制緩和、外国資本へのアクセス向上が重要。AIの活用のためには十分な規制枠組の策定が必要。
- ④ 気候移行の加速と気候強靱性の構築**：理想的にはカーボンプライシング等を含む包括的な緩和政策が必要。炭素国境調整措置（CBAM）等は移行を加速しうるが、WTOルールと整合的である必要。エネルギー安全保障の観点から移行を慎重に管理すべき。
- ⑤ 多国間協力の強化**：多国間協力は分断の緩和や国際金融システムの強靱性向上のために重要。貿易をゆがめる内外差別的な政策を回避し、安定的かつ透明性のある貿易政策を維持すべき。**産業政策に関する国際的な対話**は、情報共有や、国境を越えた意図せざる影響の特定に寄与し、将来的には、産業政策の適切な活用やデザインに関する国際的なルールや規範の策定にもつながりうる。

IMF世界経済見通しのアップデート（2024年4月）④

(対前年比GDP成長率、単位：％)

	2023					2024					2025				
	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差	23.10 時点	24.01 時点	24.04 時点	23.10 との差	24.01 との差
日本	2.0	1.9	1.9	▲ 0.1	0.0	1.0	0.9	0.9	▲ 0.1	0.0	0.6	0.8	1.0	0.4	0.2
米国	2.1	2.5	2.5	0.4	0.0	1.5	2.1	2.7	1.2	0.6	1.8	1.7	1.9	0.1	0.2
ユーロ圏	0.7	0.5	0.4	▲ 0.3	▲ 0.1	1.2	0.9	0.8	▲ 0.4	▲ 0.1	1.8	1.7	1.5	▲ 0.3	▲ 0.2
ドイツ	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	0.2	0.0	0.9	0.5	0.2	▲ 0.7	▲ 0.3	2.0	1.6	1.3	▲ 0.7	▲ 0.3
フランス	1.0	0.8	0.9	▲ 0.1	0.1	1.3	1.0	0.7	▲ 0.6	▲ 0.3	1.8	1.7	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3
英国	0.5	0.5	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.6	0.6	0.5	▲ 0.1	▲ 0.1	2.0	1.6	1.5	▲ 0.5	▲ 0.1
先進国計	1.5	1.6	1.6	0.1	0.0	1.4	1.5	1.7	0.3	0.2	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.6	0.4	0.2	4.8	5.2	5.2	0.4	0.0	4.9	4.8	4.9	0.0	0.1
中国	5.0	5.2	5.2	0.2	0.0	4.2	4.6	4.6	0.4	0.0	4.1	4.1	4.1	0.0	0.0
インド	6.3	6.7	7.8	1.5	1.1	6.3	6.5	6.8	0.5	0.3	6.3	6.5	6.5	0.2	0.0
新興国・途上国計	4.0	4.1	4.3	0.3	0.2	4.0	4.1	4.2	0.2	0.1	4.1	4.2	4.2	0.1	0.0
世界計	3.0	3.1	3.2	0.2	0.1	2.9	3.1	3.2	0.3	0.1	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

1. 世界経済見通し
2. **G7・G20関連**
3. アジア地域金融協力
4. 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加

G7財務大臣・中央銀行総裁会議の概要（2024年5月23日-25日 於：伊・ストレーザ）

- 伊議長下で3回目のG7財務大臣・中央銀行総裁会議を伊・ストレーザで開催。会議後に共同声明を発出。
- 24日午後のセッションでは、昨年の新潟でのG7同様、招待国（**ブラジル、モーリタニア（AU議長国）、韓国、サウジ**）を交えて議論。

世界経済・多国間主義の将来

- 日本議長下の議論を引き継ぎ、**経済の強靱性、経済安保の強化**について協力を進めることに合意。特に、**自由で開かれた、ルールに基づく貿易・投資と多国間主義**の重要性、**より強靱で、信頼できる、多様で持続可能なサプライチェーンを構築**の必要性を確認。
- **我々の労働者、産業及び経済的強靱性を損なう中国の非市場的政策・慣行**への懸念を表明。
- **世界的に公平な競争条件を確保**するため、**過剰生産能力**につながるものを含む、**非市場的政策・慣行や、過剰生産能力につながる歪曲的政策に対処**するための協力を強化することで一致。
- 補助金や産業政策がマクロ経済に与える影響などの分析を後押しし、貿易トラックとの対話も今後目指す予定。
- **世界経済**について、複数のショックに対して予想以上に強靱だが、成長見通しは過去の平均より低いとの認識を共有。グリーン・デジタルの投資を促進しつつ、**財政の持続可能性を強化することが優先課題**であることに合意。**為替についてのG7のコミットメントを再確認**。その内容には、**為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得るとの認識**が含まれる。

地政学

- **ロシアによるウクライナへの侵略や中東情勢などの地政学的要因が、貿易の流れ等を阻害する可能性があり、世界経済のリスク**であるとの認識を共有。**ロシアを非難するとともに、侵略の即時終結を求めることを確認**。
- ハマスによるテロ攻撃に端を発する**ガザにおける深刻な人道危機の高まりに懸念を表明**。パレスチナの人々への人道支援の継続を確認。

G7財務大臣・中央銀行総裁会議の概要（2024年5月23日-25日 於：伊・ストレーザ）

ロシア制裁・ウクライナ支援（※ウクライナ支援のセッションにはウクライナの**マルチェンコ財務大臣が対面参加**。）

- **G7による、ウクライナに対する揺るぎない支援を再確認**。日本からは、20億ドルの追加財政支援の実施に向けて世界銀行と調整を進める旨を説明。
- ロシア制裁を継続・強化し、制裁の回避に対抗していくことを確認。また、**北朝鮮とロシアの軍事的な協力を強く非難**。イランによるロシア軍支援、中国によるロシア軍への物資共有等へも懸念を表明。

凍結されたロシアの国家資産の活用策

- **EU内にある露国有資産から生じる「特別な利益」**をウクライナのために向けることに対するEUの決定を歓迎。
- **国際法及び各国の法制度に整合的な形で、将来の「特別な利益」をウクライナのために前倒して活用する方策**について、**6月のG7プーリア・サミット**に先立ち首脳にオプションを提示すべく議論が前進。

金融セクター

- **ノンバンク金融仲介（NBFI）**や、サイバー強靱性の強化、マネロン等に関するFATF基準など**国際基準を遵守したクロスボーダー送金の改善**に向けた取組、**暗号資産に関する規制監督枠組みの実施**や**マネロン対策の推進**を支持。日本議長下で推進したIMFによる「**CBDCハンドブック**」の作業を歓迎。

人工知能（AI）

- **AIが経済にもたらす影響**や、**公的部門におけるAIの活用可能性**、また、偽情報の拡散など、負の影響を及ぼすリスクを踏まえ、**責任あるやり方でAIを開発・利用**し、便益を最大化していくことの重要性を議論。
- AIが、社会的・経済的進歩のための重大な機会と同時に、**国家間の更なる格差**をもたらすリスクにも留意。

国際保健

- **UHCナレッジハブ**の設立を歓迎。**対応資金の革新的なメカニズム**を引き続き検討することにコミット。

国際課税

- 「**2本の柱**」の**解決策**の実施を最優先事項として、**本年6月末までの多数国間条約署名**へのコミットを再確認。
- **国連において行われている国際租税協力の枠組み**に関する議論については、コンセンサスに基づく意思決定を行うことや、途上国における国内資金動員や税務に関する能力開発に焦点を当てるべきとの考え方を再確認。

G7財務大臣・中央銀行総裁会議の概要（2024年5月23日-25日 於：伊・ストレーザ）

MDB改革

- **G20における「より良い、より大きい、より効果的なMDBs」の実現やCAF提言の更なる実施を含む議論を歓迎。** 低所得国向けの譲許的な支援については、**アジア開発基金の増資（ADF14）**の成功を歓迎し、**国際開発協会（IDA21）**や**アフリカ開発基金（AfDF17）**の増資の成功を期待。
- **国際金融機関のガバナンス見直し**を求める意見を認識し、最近の進展を強調しつつ、システム全体における適切な役割と責任についての議論に対する期待を表明。

途上国向けのイニシアティブ

- 日本議長下で立ち上げられた、グリーンエネルギー関連製品のサプライチェーンの強化に向けたパートナーシップ、**「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（RISE）**の進展を奨励。また、途上国の医薬品へのアクセス向上を目指す**「Gaviのアフリカにおけるワクチン製造アクセラレーター」（AVMA）**を支持。
- 日本は、グリーンインフラ促進のための基金、**「アフリカのグリーンインフラストラクチャーアライアンス」（AGIA）**に、日本から第一号ドナーとして拠出した旨を表明。

債務問題

- 予測可能で、適時に、秩序立ち、かつ連携した方法で**「共通枠組」の実施を改善していく必要性を確認。**
- **スリランカとの覚書の最終化に向けた作業の進展を歓迎。**
- 全てのステークホルダーに対し、**データ共有の取組を通じた債務透明性の向上**を要請。

気候変動

- **「ネットゼロに向けた公正な移行のための政策オプションのメニュー」**を歓迎し、OECDによる**炭素削減アプローチ**に関する包摂的フォーラム(IFCMA)の作業を支持。
- **「自然災害に対する官民保険プログラムのためのハイレベル枠組」**に合意。

G20財務大臣・中銀総裁会議の概要（2024年4月17日-18日 於：ワシントンD.C.）

- ブラジル議長下で2回目となるG20財務大臣・中銀総裁会議をワシントンD.C.で開催。
- 共同声明の発出は無し（共同声明を発出するかは、ケースバイケースで議長が判断するが、4月の会合では発出しないことが多い。）

①公正な移行と気候変動目標に向けたファイナンス

- 伯議長国は、**途上国の気候変動対応への資金動員を重視**（伯は、本件を議論するタスクフォースを立上げ。）
- 新興途上国による気候変動等への対応を支援する観点から、**MDBsの融資余力拡大や、既存の気候変動関連基金による支援の効率化、関係者間の連携強化、民間資金動員や国内資金動員の強化**などの重要性を確認。
- 融資余力拡大に資する日本の貢献として、革新的な金融手法である**世銀のポートフォリオ保証プラットフォーム**や**ADBのIF-CAP**への信用補完の供与（それぞれ10億米ドル、6億米ドル）を行うことを紹介。

②21世紀のための国際金融アーキテクチャー

- **MDB改革**：「より良い、より大きい、より効果的なMDBs」の実現に向けた**民間資金動員の促進**や**融資余力拡大のための自己資本十分性に関する取組（CAFレビュー）**の継続的な実施のほか、**国際開発協会（IDA21）**や**アジア開発基金（ADF14）**といった**低所得国支援のための譲許的基金資金の確保**の重要性について認識を共有。MDBsの業務モデル、財務能力、開発効果の評価などの論点を含む**G20ロードマップ**が10月のG20財務大臣・中銀総裁会議に向けて策定される見込み。
- **債務問題**：日本から「**共通枠組**」を含む**債務再編のタイムラインとプロセス**を明確化し、予見可能性の向上を図る必要性を主張するとともに、**債務データ突合のためのデータ共有の取組**への全G20メンバーの参加を働きかけ。
- **IMF**：**第16次増資の早期発効**が最優先であることを確認。日本からは、**IMF増資に応じるための法案が既に国会で成立した**ことを説明。

ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

- ウクライナへの侵略開始以降、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して主に下記の措置を実施。

金融分野等における措置

※日付は特記ない場合2022年

1. ロシアの金融機関に対する資産凍結（13行）

Bank Rossiya（2/26）、開発対外経済銀行(VEB)（3/1）、Promsvyazbank（3/1）、Bank Otkritie（3/3）、Sovcombank（3/3）、Novcombank（3/3）、VTB（3/3）、Sberbank（4/12）、Alfa-bank（4/12）、Russian Agricultural Bank（6/7）、Credit Bank of Moscow（6/7）、Rosbank（2023/2/28）、Tinkoff Bank(2024/3/1)

※ 外務省告示により指定された日から起算して30日を経過した日から資産凍結措置を実施

2. ロシア中央銀行に対する資産凍結（3/1）

3. その他個人・団体に対する資産凍結（2024/5/24に対象リストを拡充）

- ・ロシア関係者：993個人及び265団体 ※オリガルヒ関係者、ウクライナの東部・南部地域の関係者等を含む
- ・ベラルーシ関係者：19個人及び12団体
- ・ロシア・ベラルーシ以外の国の関係者：3団体

4. ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止（4/12）

5. 暗号資産に係る制裁の実効性強化（外国為替及び外国貿易法の一部改正）（4/20公布、5/10施行）

6. ロシア向けのサービスの提供禁止

（信託、会計・監査、経営コンサルティングは7/5、建築、エンジニアリングは2023/6/30）

7. ロシアを原産地とする金の輸入禁止（7/25）

8. 上限価格超で取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービス提供禁止（プライス・キャップ）

（原油の実施は12/5、石油製品の実施は2023/2/6）

◆ 2024年6月15日 G7プーリア・サミット首脳声明（仮訳）（抜粋）

- （前略）ロシアに対する長期化した防衛に直面するウクライナの現在及び将来的なニーズを支えるため、G7は、本年末までにウクライナへの約500億米ドルの追加資金を利用可能とするための「ウクライナのための特別収益前倒し（ERA）融資」を立ち上げる。
- したがって、その他のあり得べき他の貢献を予断することなく、また結束して、G7は、欧州連合及びその他の関係する管轄下にあるロシアの国家が有する資産を動かさないようになっていることに起因する、将来の特別な収益のフローにより利払いされ返済される資金を提供する意図を有する。これを可能にするため、我々は、この融資に利払いし返済するために、これら将来の特別な収益のフローを使用することについて、これらの管轄下における承認を得るべく取り組む。我々は、ロシアが侵略をやめ、ウクライナに対して自らが生じさせた損害をロシアが賠償するまで、全ての適用可能な法令及びそれぞれの法制度と整合的に、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさないようにしておくことを確認する。我々は、ウクライナに対するこの支援を提供するとの我々のコミットメントについて、連帯を維持する。
- 我々は、我々のそれぞれの法制度及び行政上の要請の制約の中で、ウクライナの軍事、予算及び復興のニーズに資金を供与する複数のチャンネルを通じて、この資金を拠出する意図を有する。（後略）
- 上記の観点から、我々は、年内にERAの拠出を開始できるように、これらのコミットメントを実行に移せるよう関係閣僚及び実務者に指示する。

ウクライナ向け支援の状況

- 2022年3月以降に表明した支援の総計：**約120億ドル**（財政支援、人道・食料・復旧・復興支援の総計。）

うち、財政支援実績

- **世銀融資への信用補完：85億ドル**

うち、2024年向けの追加財政支援は**20億ドル**、また最大10億ドルのウクライナの支払利子の元本化を実施。

- **世界銀行を通じた財政支援グラント：9.4億ドル**

- **緊急財政支援借款（世銀と協調した円借款）：6億ドル**

- **債務支払猶予：約0.5億ドル**（2023年12月時点）

(参考) ウクライナ支援関連のこれまでの主なイベント

- 2023年3月、4年間で156億ドル規模の**IMFプログラム (EFF) 承認**
- 2024年2月、**日ウクライナ経済復興推進会議（於：東京）開催**
- 2024年3月、IMFプログラム(EFF)の**3次レビュー完了**、経済状況と改革の進捗を確認

ウクライナ向け支援（能力開発及び民間セクター支援）

能力開発支援：ウクライナの能力開発のためのIMFの信託基金への貢献を通じた支援

- ウクライナの能力開発を目的としたIMFのマルチドナー信託基金に2百万ドルの資金貢献を実施し、**国内資金動員に関する能力開発**を支援。

民間セクター支援：EBRD、MIGA、IFC、JBICを通じた支援

- 欧州復興開発銀行（EBRD）への出資：約540億円**

EBRDではウクライナの復興需要に対応するため、昨年12月に総額40億ユーロの**増資に合意**し、日本は第2位の出資国（シェア8.6%）として、**総額約540億円を出資予定**。今年度中に1回目の払込みを実施。

- 世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA：長官は俣野弘氏）への拠出：累計3,600万ドル**

貿易金融や海外直接投資に係る政治リスクに対する保険を提供するMIGAが2023年2月に設立した「ウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金」に対し、**2024年3月、1,100万ドルを追加拠出**し、日本の累計支援額は3,600万ドル。

- 世界銀行グループの国際金融公社（IFC）への拠出：730万ドル**

民間セクターへの投融資を行うIFCの日本信託基金にウクライナ・ウィンドウを新設し、**730万ドルを拠出**するとともに、**日本企業を含む民間セクターのウクライナでの案件組成を支援**。

- JBICによる黒海貿易開発銀行経由のウクライナ及び周辺国向けツーステップローン**

JBICは、2024年2月19日の日ウクライナ経済復興推進会議の際に、地域国際金融機関である**黒海貿易開発銀行（BSTDB）**との間で、**最大1.5億ドルのウクライナ及び周辺国向けのツーステップローン供与等についてMOUを締結**。

OECD・炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム（IFCMA）閣僚対話

- 炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム(IFCMA^(注))は、データ共有、分析、対話等により、各国が自国の状況に応じた気候変動政策を採用できるよう後押しをする取組。途上国を含むすべての国に開かれたフォーラム（現在58か国が参加）であり、日本は設立当初から炭素集約度などの議論に貢献。
- 日本が議長を務めた本年のOECD閣僚理事会の機会に、IFCMAの取組を一段と強化すべく、OECDと共に「閣僚対話」を立ち上げ。
- この立ち上げに際し、総理からのスピーチにより、脱炭素型社会の形成に向けた日本のリーダーシップを発信。

IFCMA閣僚対話（OECD閣僚理事会のサイドイベント）

- 日時：2024年5月2日（木）
- 開催場所：パリ（OECD）
- 冒頭挨拶：岸田総理、マティアス・コーマンOECD事務総長
- パネルディスカッション出席者：
 - インドネシア：スリ・ムルヤニ財務大臣
 - オランダ：カリン・ファン＝ヘニップ 副首相 兼 社会・雇用大臣
 - シンガポール：グレース・フー 環境持続大臣
 - チリ：マリオ・クジェル 財務大臣
 - バルバドス：ライアン・ストロウン 財務・経済大臣
 - モーリシャス：レンガナデン・パダヤチ財務・経済開発大臣
(オンライン参加)



(出典) 首相官邸ホームページ

(注) Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches

UHCナレッジハブ (UHC Knowledge Hub)

1. 経緯

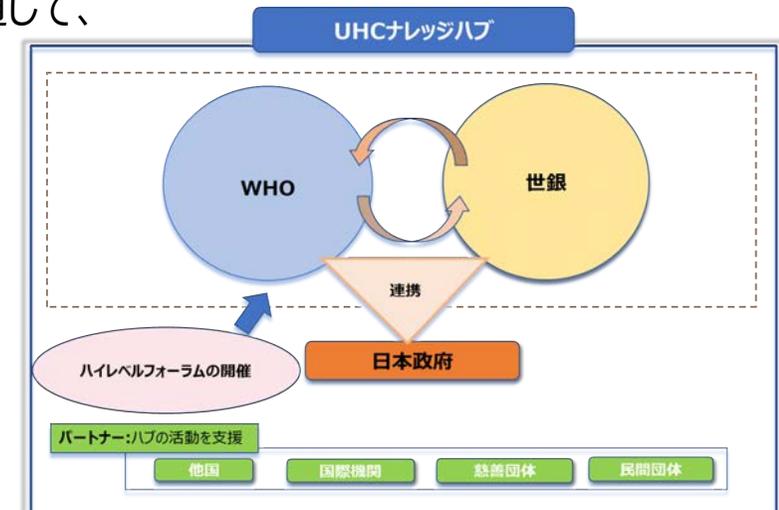
- 日本は、従来より、人的資本の開発及び持続的な成長の基盤として、**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ※の重要性を強調**。世銀・WHOと共に、途上国のUHC達成に向けた取組を推進。
※ 全ての人が、基礎的な保健医療サービスを、必要な時に、負担可能な費用で享受できる状態。
- 2023年5月、G7広島首脳コミュニケにおいて、**UHCに関わるグローバルなハブ機能の重要性を確認**。
- 2024年4月、WHO及び世銀と連携し、途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「**UHCナレッジハブ**」を**2025年に日本に設置**することを発表。
- 同年5月、G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明（於：伊ストレーザ）において、UHCナレッジハブの設立を歓迎。
- 同年5月、第77回世界保健総会において、UHCナレッジハブを**東京エリア**に設置すること等を発表。
- 同年6月、G7プーリア首脳コミュニケにおいて、UHCナレッジハブを通じて、UHCを推進することを確認。

〔2024年4月18日世銀主催UHC推進イベントにてスピーチする鈴木財務大臣〕



2. UHCナレッジハブの主な取組 (予定)

- UHC（保健財政など）に係る**知見の収集・共有**。
- 途上国の財務・保健当局者の**人材育成**。
- 日本の知見・経験の活用**（少子高齢化の中で質の高いUHCを維持するための取組など）。
- 関係機関の代表を集めた「**UHCハイレベルフォーラム（仮称）**」の開催。



MDBs（国際開発金融機関）の改革

- 気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大。
 - こうした中、世銀をはじめとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化のための取組（**MDB改革：MDB Evolution**）が進められている。
- G20においては、昨年、議長国インドからの要請に基づき、外部有識者がMDBs強化に関する報告書を提出。本年の議長国ブラジルにおいては、昨年までの議論を引き継ぎつつ、「より良く、より大きく、より効果的なMDB（Better, Bigger and More Effective MDBs）」を目指すためのロードマップが策定される見込み。
 - 世銀は、23年10月の世銀・IMF合同開発委員会において、ビジョン・ミッションを改定。本年4月の開発委員会においては、
 - ドナー国からの任意の貢献に基づき、借入国に対して、**①融資量の増加、②金利負担の軽減といったインセンティブを提供する枠組み（FFI）の開始、**
 - ビジョンを開発インパクトにつなげるための、簡素化された新しい**WBGコーポレート・スコアカードの公表**等の改革の進展を報告。

MDBs の資金基盤強化① : ^{キャフ}CAFレビュー (CAF: Capital Adequacy Framework)

- **CAF** (資本の十分性に関する枠組み) レビューとは、開発資金ニーズの増加に対応するために、資本に関する内部ルールの見直しや新たな金融手法の導入等を通じた、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。

- 各MDBsにおいて各種方策が実施されており、23年7月のG20財務大臣会合において、CAFレビューに関する進捗等を整理したロードマップが策定され、同年9月のG20サミットでも報告。**今年のG20ブラジル議長下においても継続して取組**を実施。

(主な取組例)

- 世界銀行やADBは、**リスク管理方法の見直し**などを通じ、それぞれ**400億ドル**および**1,000億ドル**の融資余力拡大を実現。
- 世界銀行においては、ドナー国の保証を活用する**ポートフォリオ保証プラットフォーム (PGP)** や資本と債権の性質を併せ持つ**ハイブリッド資本**等の新たな金融手法を導入を発表。本年6月のG7首脳声明では、これらへのG7の貢献を通じて、**約700億ドル**の融資余力拡大 (うち日本は、PGPへの貢献を通じた約60億ドル) の実現見込みを表明。
- ADBにおいては、途上国の気候変動対応を進めるため、ドナー国の保証を活用する^{IFキャップ}**IF-CAP**を導入 (日本は、約30億ドルの融資余力拡大に貢献見込み) 。

MDBs の資金基盤強化②：増資

【民間セクター支援】

- **米州開発銀行 (IDB) グループの増資**
 - － 本年3月の年次総会において、
 - ・ **民間資金動員強化**のため、民間向け出融資を担う**米州投資公社 (IIC、通称 IDB Invest)** の増資 (35億ドル)、
 - ・ 中小零細企業やスタートアップ等を支援する**多数国間投資基金 (MIF、通称 IDB Lab)** の資金補充 (4億ドル)、にそれぞれ合意。

【ウクライナ支援】

- **欧州復興開発銀行 (EBRD) の増資**
 - － 昨年12月、ロシアによる侵略を受けた **ウクライナの復興需要に対応**するため、40億ユーロの増資に合意。

【低所得国支援】

- **アジア開発基金増資 (ADF14)**
 - － アジア開発銀行(ADB)において**低所得国向け支援**を行う基金。
 - － 本年5月、2025～28年を対象とする増資が、約50億ドル規模で妥結。日本のシェアは35% (第1位)
 - － 日本は、**島嶼国支援の強化**や**地域連結性の重要性**を訴え議論を主導。
- **国際開発協会増資 (IDA21)**
 - － 世銀グループにおいて**低所得国向け支援**を行う機関。
 - － 2026～28年度を対象とする増資が本年末の妥結を目指し交渉中。
 - － 日本からは、国際保健、質の高いインフラ投資、債務の持続可能性・透明性等の日本の優先課題を重点分野と位置付けるよう働きかけ。

1. 世界経済見通し
2. G7・G20関連
3. **アジア地域金融協力**
4. 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加

ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議

1. 枠組み

- メンバー：ASEAN10か国※と日中韓
※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- 共同議長：ASEANと日中韓から各々1カ国が持ち回り。**2024年は韓国とラオスが共同議長。**

2. 経緯

- 1997年のアジア通貨危機を契機として、アジアの自助・金融セーフティネットを構築する機運が高まる中、1999年からASEAN+3財務大臣会議を開始。（2012年から中銀総裁も参加。）

従来からの3本柱

第1
の柱

CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）：
危機時の流動性供給メカニズム
(CMIM: Chiang Mai Initiative Multilateralisation)

第2
の柱

AMRO：上記CMIMを支える
経済サーベイランス機関
(AMRO: ASEAN+3 Macroeconomic Research Office)

第3
の柱

ABMI：現地通貨建て債券市場の育成
(ABMI: Asian Bond Markets Initiative)

新しい議題

第4
の柱

災害リスクファイナンス：
自然災害リスクに対する
財務強靱性の向上

※2023年5月の大臣会合にてDRFは第4の柱として全参加国による定例議題に格上げ。

※ 韓国とラオスが共同議長

● CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）

- 昨年の日本共同議長下で議論を主導した、新ファシリティ「**緊急融資ファシリティ**」の創設に**正式合意**。同ファシリティは、自然災害やパンデミックなどの外生ショックに対応して迅速に発動。アジアは災害が多く、**ASEAN諸国が高い期待**を寄せていたもの。
- **地域金融セーフティネットの実効性強化**につき議論。コスト及び課題を認識しつつ、**払込資本の構造の便益**に合意。

● AMRO

- 重要性が増している金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する**新設次長の着任に向けた着実な前進を歓迎**。

● 災害リスクファイナンス

- 日本が強力に推進する本イニシアティブの議論を効果的にサポートするための**事務局立上げ、事務局長（河合美宏氏）選任**など、取組の前進を歓迎。

※ ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議に先立ち、日中韓財務大臣・中央銀行総裁会議を議長として主催。

- 7月の**PALM10（太平洋・島サミット）**を見据え、**初めての試み**として、**日本が共同議長を務め主催**（クック諸島（太平洋諸島フォーラム（PIF）議長国）も共同議長）。
- **太平洋島嶼国11か国*が出席。**
*キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、パプア・ニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
- 同地域が重要パートナーとして期待を寄せている**アジア開発銀行（ADB）**も交え、「気候変動と質の高いインフラ」、「金融の健全性と包摂性」、「債務の持続可能性」といった**同地域の課題と、今後の日本と同地域の協力可能性**について率直に意見交換。
- 会議では、
 - 各国から、これまでの**日本の二国間支援**や、アジア開発銀行の**アジア開発基金（ADF）の増資交渉における最大ドナーとしての日本の貢献に謝意**
 - **来年も、本会議を開催**することに合意

1. 世界経済見通し
2. G7・G20関連
3. アジア地域金融協力
4. 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加

外為法上の投資審査におけるコア業種の追加について

- 外為法は、取引自由の原則の下、国の安全等の観点から必要最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に対して、財務省及び事業所管省庁による事前審査を義務付けている。
- 今般、経済安全保障推進法における、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等を受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討を行った結果、下記の業種について、コア業種（注）への追加を予定。

(注)「コア業種」は、外国投資家(非居住者、外国会社等)による対内直接投資等に関し事前届出が必要となる業種(指定業種)のうち、国の安全を損なう等のおそれ大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則利用できない業種

追加対象業種

【特定重要物資関連業種】

- 半導体製造関連機器の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）
- 先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）
- 工作機械部品の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）
- 船舶用機関の製造業（4サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw以上の民生船舶用のディーゼルエンジン）

【その他、国の安全等の観点から追加する業種】

- 光ファイバケーブルの製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）
- 複合機の製造業（データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具）

* 以上の結果、経済安全保障推進法の「特定重要物資」は、すべて外為法上の対内直接投資等・特定取得のコア業種としてカバーされることになる。

経済安全保障推進法上の特定重要物資について

内閣府資料を基に
国際局作成

- 政府は、令和4年12月以降、特定重要物資として以下を指定。物資所管大臣は、認定供給確保事業者の取組を支援（助成金等：1兆358億円（令和4年度第2次補正予算）、9,172億円（令和5年度補正予算）、2,300億円（令和6年度予算））
- これまでに88件の供給確保計画を認定（令和6年6月7日時点）

特定重要物資の主な支援措置の内容及び認定済計画数

（2024年6月7日時点）

※ 赤字の物資について、本年支援対象が拡大

抗菌性物質製剤（2件認定）	半導体（18件認定）	工作機械・産業用ロボット（5件認定）
βラクタム系抗菌薬 ・ 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	従来型半導体、半導体製造装置（部素材含む）、半導体部素材（部素材含む）、半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等） ・ 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	CNC、サーボ機構、CNCシステム、減速機、PLC、ボールねじ、リニアガイド、リニアスケール及び鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・ 生産基盤強化、研究開発
肥料（10件認定）	蓄電池（15件認定）	船舶の部品（11件認定）
りん酸アンモニウム、塩化カリウム ・ 備蓄	蓄電池・蓄電池部素材・蓄電池製造装置 ・ 生産基盤強化、技術開発	エンジン（2ストローク・4ストローク）、クランクシャフト、ソナー、プロペラ ・ 生産基盤強化
永久磁石（3件認定）	クラウドプログラム（11件認定）	航空機の部品（10件認定）
ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石、省レアース磁石 ・ 生産基盤強化、技術開発等	基盤クラウドプログラム、高度な電子計算機 ・ プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	大型鍛造品、鋳造品、CMC及びSiC繊維、炭素繊維、スポンジチタン ・ 生産基盤強化、研究開発等
重要鉱物（2件認定）	天然ガス（1件認定）	先端電子部品
マンガン、ニッケル、コバルト、リチウム、グラファイト、レアース、ガリウム、ゲルマニウム、ウラン ・ 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	天然ガス ・ 戦略的余剰液化天然ガスの確保	MLCC・フィルムコンデンサー・SAWフィルター・BAWフィルター、これらの製造装置・部素材（部素材含む） ・ 生産基盤強化、研究開発